



## さあ、活動を始めよう！

あなたの「想い」をカタチにする準備は整いましたか？  
立ち上げのためのチェックリストで確認してみましょう。

### ✓ 市民活動団体 立ち上げチェックリスト

- 活動の目的や目標は、言葉にできましたか？
- 想いを共にできる仲間は見つかりましたか？
- 団体のルール（会則）のイメージはできましたか？
- メンバー間の役割分担について話し合いましたか？
- 活動資金をどうするか、見通しは立ちましたか？
- 活動を広めるための情報発信方法を考えましたか？
- 万が一に備え、ボランティア活動保険への加入を検討しましたか？
- 困ったときの相談窓口を把握しましたか？

一つでもチェックがついたら、それは素晴らしい第一歩です。

完璧でなくても大丈夫。仲間と力を合わせ

試行錯誤しながら進んでいくことこそが、市民活動の醍醐味です。

**あなたの活動を、心から応援しています！**

NPO・市民活動団体立ち上げハンドブック  
「はじめの一歩～佐賀で見つけるわたしたちの市民活動～」

2025年12月 初版発行

編集発行：特定非営利活動法人 佐賀県CSO推進機構  
〒840-0824 佐賀市呉服元町2番24号

TEL:0952-26-2378 FAX:0952-26-2227

メール : cso.sppt@min-nano.org

編集責任：秋山翔太郎

編集協力：佐賀県県民協働課

デザイン：編集工房 edico (表紙イラスト 井村裕子)

本ハンドブックは、公益財団法人 佐賀県地域福祉振興基金による令和7年度「地域いきいき さが・ふれあい基金」の助成を受け、「地域のウェルビーイング向上に資する人づくり事業」により作成しました。

Webサイト  
<https://min-nano.org/>



次の一步をお手伝い

# NPO・市民活動団体

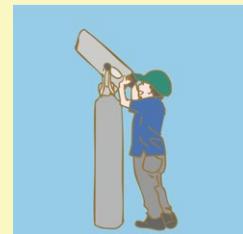
## 立ち上げハンドブック

# はじめの一歩

～佐賀で見つけるわたしたちの市民活動～

## SAGA

CSO Action Startup  
Handbook



**その「想い」を、地域の「チカラ」に。**

特定非営利活動法人

発行元 佐賀県CSO推進機構



助成元 公益財団法人  
佐賀県地域福祉振興基金

あなたの心の中にある  
「もっとこうなったら良いのに」  
「困っている人の力になりたい」  
「好きなことで地域とつながりたい」という想い。  
それこそが、私たちのまちを元氣にする  
かけがえのない宝物です。  
このハンドブックは、あなたの大切な「想い」を  
「カタチ」にするための最初の道しるべ。  
この一冊を手に、地域をより良くするための  
第一歩を踏み出してみませんか？

## STEP1 最初の一歩 - 「目的」と「仲間」づくり

活動を始める上で最も大切なエンジンは、活動の「目的」と  
想いを共にする「仲間」です。

### 1. あなたの「想い」を「目的」にしよう

団体の「目的」を言葉にしてみましょう。  
活動の軸が定まり、共感の輪も広がりやすくなります。

#### ✓ ビジョン（どんな社会を目指す？）

例：「子どもたちの笑顔と好奇心であふれる地域」  
「孤立する高齢者のいない、あたたかいまち」

#### ✓ ミッション（私たちの具体的使命は？）

例：「子どもたちに豊かな自然体験を届ける」  
「高齢者が安心して集える居場所をつくる」

ビジョン



ミッション

あなたの  
「想い」

### 2. 「仲間」を見つけよう

団体で活動するにあたって大切なのは、  
目的に心から共感し、一緒に汗を流してくれる仲間です。  
まずは身近な友人や知人に話してみましょう。  
地域のイベントや集まりに参加して、  
関心をもってくれそうな人に声をかけるのもよいでしょう。



# 知っておこう！「任意団体」のこと

ほとんどの市民活動は「任意団体」という形態からスタートします。



## 任意団体とは？

法律上の特別な手続きや登記を必要としない、市民による自発的な活動グループを指します。メンバーが集まり、「この目的で活動しよう！」と合意すれば、その日から団体として活動を開始できます。

## 任意団体のメリット

**手軽さ**：煩雑な書類手続きや行政への報告義務がなく、すぐに活動を始められます。

**柔軟性**：法律による活動内容の制限がほとんどないため、自由な発想で活動できます。

**試行できる**：まずは小さな規模で活動しながら、よりよい運営方法を見つけていくことができます。

## 注意すべき点

任意団体は「法人格」を持たないため、法律上の権利や義務の主体になれません。そのため、以下のような注意点があります。

**契約や財産**：団体名義で不動産や自動車を所有したり事務所を借りたりすることができません。

**個人の責任**：契約やお金の管理は代表者個人の名前で行うことになり、万が一トラブルが起きた際の責任が代表者個人に集中する可能性があります。



団体の信用を高めるために「法人化」という選択肢があります  
(P13 参照)。



## STEP2 団体のルール「会則」を作ろう①

安心して活動を続けるために、団体の**基本的なルール**を定めた「**会則**」を作成しましょう。

### なぜ会則が必要なの？

#### ▶ メンバー間の共通理解のため

「どんな目的で」「何をする団体なのか」を全員で共有できます。

#### ▶ スムーズな意思決定のため

会議の進め方や物事の決め方が明確になり、運営が円滑になります。

#### ▶ プロセスを防ぐため

お金の管理やメンバーの入会および退会ルールを定めることで、対立や揉めごとなどを未然に防ぐことができます。

#### ▶ 社会的な信用のため

一般的に銀行口座の開設や助成金申請の際には会則の提出を求められます。

任意団体会則 参考イメージ

#### 任意団体会則

##### 第1章 総則

第1条(名称)  
本団体は「〇〇〇〇」と称す。

第2条(所在地)  
本団体の事務所を佐賀県〇〇市(または町・村)に置く。

第3条(目的)  
本団体は、〇〇〇〇を目的とし、そのために以下の活動を行う。  
1. 〇〇に関するイベント・講座の開催  
2. 〇〇に関する調査・研究  
3. 関連する情報の発信・交流  
4. その他、目的達成に必要な事業

##### 第2章 会員

第4条(会員)  
本団体の会員は、本会の目的に賛同し、入会を希望した者とする。

##### 第5条(入退会)

- 会員として入会を希望する者は、代表に申し出るものとする。
- 会員が退会を希望する場合は、その旨を代表に届け出るものとする。

##### 第6条(会費)

会員は、総会で定める会費を納入しなければならない。

##### 第3章 役員

第7条(役員)  
本団体に次の役員を置く。

- 代表 1名
- 副代表 若干名
- 会計 1名
- 監査 1名

##### 第8条(役員の職務)

- 代表は本団体を代表し、会務を統括する。
- 副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を行ふ。
- 会計は会計事務を統括する。
- 監査は会計を監査する。

##### 第9条(役員の任期)

役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

##### 第4章 会議

##### 第10条(総会)



## STEP2 団体のルール「会則」を作ろう②

インターネット検索で、多くのひな形のサンプルが見つかります。それらを参考に、自分たちの活動に合わせて作成しましょう。

任意団体会則 ひな形

検索



### ✓ 団体の名称を決めよう

活動内容が伝わりやすく、地域の人々に親しまれ、覚えてもらいややすい名前をみんなで考えましょう。

### ✓ 役員を選ぼう

団体の運営に中心的に関わる「役員」を決めます。全体をまとめる「代表」と、お金の管理をする「会計」は、早めに決めておきましょう。

### ✓ 最低限盛り込みたい項目

1. 名称：団体の名前
2. 目的：何のために活動するのか
3. 活動内容（事業）：目標を達成するために何をするのか
4. 事務所の所在地：主な連絡先
5. 会員：会員の種類、入会・退会の手続き、会費など
6. 役員：役員の種類（代表、会計など）、人数、選び方、任期
7. 会議：総会（最高意思決定機関）やその他会議の種類、招集方法、議決方法など
8. 会計：会計年度（例：4月1日～翌年3月31日）、会計報告について
9. その他：会則の変更方法、解散について

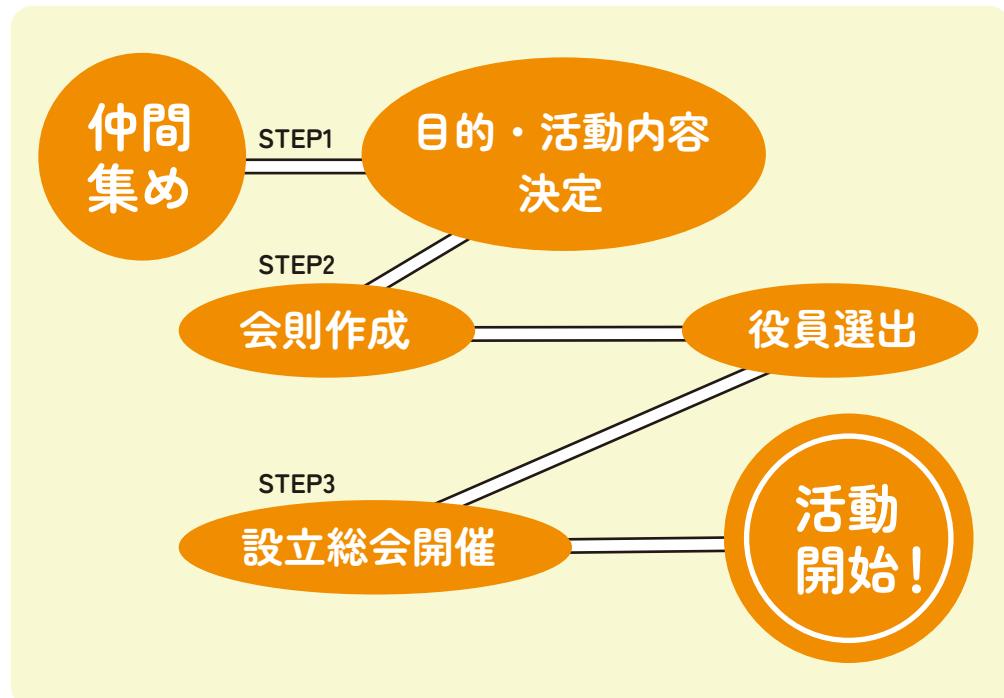
Point!

最初から完璧なものを目指さず、シンプルなルールから始め、団体の成長に合わせて見直していくのがおすすめです。



## STEP3 団体の基礎を固めよう

目的を共有し、会則が固まったら、いよいよ **団体の設立**。次のステップで活動をスタートしましょう！



### ✓ 設立総会を開こう

メンバーを招集し、団体の設立を正式に決定する会議を開きます。設立総会では、以下のことを確認し、議事録に残しましょう。

- ・団体の設立に全員が合意すること
- ・会則の内容を承認すること
- ・役員を選任すること
- ・初年度の活動計画や予算案を承認すること



## 運営のキホン① メンバーで話し合う

活動を楽しく効果的に進めるには**円滑なコミュニケーション**と、**負担を分かち合う工夫**が不可欠です。

### ▶会議をスムーズに進めるコツ

事前準備：開催前に議題（アジェンダ）と関係資料を共有しましょう。

時間管理：会議の開始時間と終了時間を決め、守る意識を全員で持ちましょう。

雰囲気づくり：全員が安心して発言できるよう、互いの意見を尊重し、否定から入らない雰囲気づくりを心がけましょう。

記録を残す：誰がいつまでに何をするのか、決定事項を議事録として記録し、共有しましょう。



### ▶役割分担で活動を長続きさせよう

役員や一部のメンバーに負担が偏ると、活動は長続きしません。

「広報担当」「イベント企画担当」など、それぞれの得意なことや関心に合わせて役割を分担することで、一人ひとりが主体的に関われば、活動全体の効率もアップします。

### 参考図書

①コミュニティマネジメントの教科書  
～強くあたたかい組織・コミュニティのつくり方～  
著者：吳哲煥（NPO法人CRファクトリー／代表理事）



## 運営のキホン② 活動資金を集める

活動を継続し発展させるためには**安定した資金の確保**が重要です。さまざまな資金調達方法から活動に合うものを組み合わせましょう。

### 1. 会費

メンバーから定期的に徴収する会費は、最も安定した収入源です。

### 2. 寄付

活動に賛同する個人や企業からの寄付金です。

### 3. 事業収入

イベントの参加費、手作り品の販売代金など、活動を通じて参加者や購入者などの受益者から受け取る資金です。

### 4. 助成金・補助金

行政や民間の財団が公益的な活動に対して提供する資金です。

(P11に、助成金情報を調べるのに役に立つサイトを紹介しています。)

### 5. クラウドファンディング

インターネットを通じて、広報を行いながら、不特定多数の人からプロジェクトの資金を募る方法です。





### 運営のキホン③ お金を管理する

ルールに則ったお金の管理（会計）は、団体を健全に運営するための基本です。

#### 会計の基本ルール

##### 1. すべてのお金の出入りを記録する

ノートや会計ソフトを使い、収入（会費、寄付など）と支出（消耗品費、交通費など）を日付、内容、金額と共に記録します。

##### 2. 領収書を必ず保管する

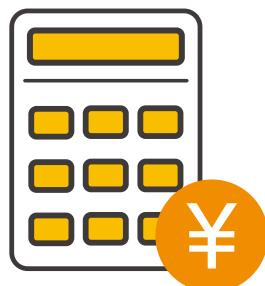
領収書を必ず保管する：すべての支出について、領収書やレシートを必ずもらい、整理して保管しましょう。

##### 3. 年に一度は会計報告を行う

総会などで、一年間のお金の流れを全メンバーに報告し、承認を得ましょう。

#### 団体名義の銀行口座

個人のお金と団体のお金をはっきり区別するため、団体専用の銀行口座を開設することをおすすめします。開設には、会則や設立総会の議事録、代表者の本人確認書類などが必要になる場合があります。事前に金融機関に相談しましょう。



##### Point!

任意団体向けの無料のクラウド会計ツール「ちまたの会計」がおすすめです。使い方など詳しくは活用セミナーの開催レポートをご覧ください。

詳細リンク：<https://min-nano.org/news/8849.html>



### 運営のキホン④ 活動を広く伝える

どんなに素晴らしい活動も、知ってもらわないと共感の輪は広がらません。情報発信（広報）は新たな仲間やファンの獲得、資金集めにも有効です。

#### 誰に、何を伝えたいですか？

✓ ターゲットを意識して、効果的な方法を選びましょう。

##### ▶ チラシ・ポスター

地域の公民館やお店などに配布を依頼します。気軽に手に取って見もらえるのがメリットです。

##### ▶ SNS（Facebook、Instagram、Xなど）

日々の活動の様子やイベントの情報などを手軽に発信・告知し、シェア・拡散できます。

##### ▶ イベントの開催

活動報告会や体験会などを開き、地域の人々と直接交流する機会をつくりましょう。活動の楽しさや意義を感じてもらえます。

##### ▶ 口コミ

メンバーの一人ひとりが「広報担当」です。日頃から身近な人に活動の魅力を語ることが、最も強力な情報発信になります。

##### Point!

佐賀県の市民活動情報を集約した「さがCSO ポータル」(P11 参照)に団体登録すれば、自分たちのイベント情報などを掲載し、広く発信することができます。



## 運営のキホン⑤ 情報を収集する

市民活動を資金面や情報面で力強く応援してくれる仕組みがあります。ぜひ活用しましょう！

### 1. さがCSOポータル

佐賀県内の市民活動(CSO)に関する情報が集まったWebサイトです。

#### できること

- ・県内の助成金やイベント、ボランティア募集情報を探せる
- ・自分たちの団体情報を登録し、活動やイベントを発信できる

 県内で活動するならまずチェックしたい情報源です。  
情報収集と情報発信の両方に役立ちます。

詳細リンク：<https://www.cso-portal.net/>



### 2. 日本財団 CANPAN

日本全国のさまざまな助成制度が集約されているほか、ご自身の団体の情報を登録したり、広告がないブログを利用したりできる公益情報コミュニティサイトです。

#### できること

- ・全国の助成金を探せる
- ・自分たちの団体情報を登録し、情報公開でき、信用につなげる

 全国規模のプラットフォームです。会計情報を登録することで情報開示レベルが上がります。  
詳細リンク：<https://fields.canpan.info>



#### Point!

困ったときは、最寄りの支援機関(P14)でも情報を得ることができます。

以上の運営のキホン①～⑤は、法人化した団体(P13)でも共通のキホンです。



## 安心して活動するために リスク管理と保険

安全を心がけて活動していても、事故が起こる可能性はゼロではありません。メンバーやイベント参加者、団体自身を守るため、万が一の事態に備えましょう。

### 「ボランティア活動保険」<sup>\*</sup>に加入しよう！

市民活動中のリスクに対応できる心強い味方です。団体が活動する地域の社会福祉協議会にご相談ください。

#### ◆主な補償内容

##### ・傷害保険

ボランティア活動中に、偶発的な事故で自分自身が怪我をした場合の入院・通院費用など。

##### ・賠償責任保険

活動中に、誤って他人の身体や物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合の費用。



- ・比較的安い保険料で加入できます。
- ・一度加入すれば、保険期間中に行うさまざまなボランティア活動が対象になります。

詳細リンク：

ボランティア活動保険

[https://www.fukushihoken.co.jp/fukushi/front/council/volunteer\\_activities.html](https://www.fukushihoken.co.jp/fukushi/front/council/volunteer_activities.html)



佐賀県内社会福祉協議会一覧

[https://www.sagaken-shakyo.or.jp/community\\_welfare/list.html](https://www.sagaken-shakyo.or.jp/community_welfare/list.html)

※ご加入いただくには、社会福祉協議会への登録が必要です。  
登録などの方法や詳細につきましては、最寄りの社会福祉協議会にお問い合わせください。  
※一部の都府県の社会福祉協議会では本制度の取扱いがない場合があります。

安心して活動に専念できる環境を整えることは  
新しいメンバーを迎える上でも大切です。



## 次のステップへ 「法人化」という選択肢

「もっと社会的な信用を得たい」「団体として契約や財産所有が必要になった」という段階になれば「**法人格**」の取得を検討する時期かもしれません。代表的な選択肢として「NPO 法人」と「一般社団法人」があります。

### 法人化の主なメリット

- ▶ 社会的な信用が向上する
- ▶ 団体名義で契約や財産所有ができる
- ▶ 代表者個人の責任や負担が軽減される
- ▶ 助成金や融資の選択肢が広がる

### NPO 法人と一般社団法人の違い（かんたん比較表）

項目	特定非営利活動法人 (NPO 法人)	一般社団法人
活動分野	法律で定められた 20 分野の非営利活動	制限なし（公益、共益、収益事業も可）
設立	行政庁の認証と法務局での設立登記	公証役場での定款認証と法務局での設立登記
設立人数	社員 10 名以上、理事 3 名以上、監事 1 名以上	社員 2 名以上、理事 1 名以上
設立費用	ほぼ無料（実費のみ）	約 11 万円～ (登録免許税、定款認証料など)
設立期間	認証申請から約 1.5 ヶ月～（時間がかかる）	登記手続きで約 2～3 週間（スピーディー）
法人税等	収益事業に課税、優遇措置あり	公益型は収益事業課税、他は全部課税
情報公開	義務あり（事業報告書などを毎年提出）	原則として貸借対照表の公告のみ
イメージ	社会貢献、公益性の高い活動	自由度が高く、多様な活動に対応

どちらの法人格がよいかは、団体の目的や規模によって異なります。  
メリット・デメリットをよく理解し、メンバーで十分に話し合って決めましょう。



## 困ったときの相談窓口 in 佐賀

活動のことで悩んだり、分からぬことが出てきたりしたら、一人で抱え込みず専門の支援機関に相談してみましょう。きっとあなたの力になってくれます。

### 佐賀県内の主な相談先

- ▶ **佐賀市市民活動プラザ**（運営：NPO 法人佐賀県 CSO 推進機構）  
会議室や印刷機の貸出、相談対応、情報提供、研修や講座などを行っています。  
電話：0952-26-2378  
場所：佐賀市白山二丁目 1-12 佐賀商工ビル 7 階
  - ▶ **とす市民活動センター「クローバー」**（運営：認定 NPO 法人とす市民活動ネットワーク）  
鳥栖市内の団体向けに、情報提供や相談、施設利用などのサポートを行っています。  
電話：0942-80-7184  
場所：鳥栖市本鳥栖 537-1 フレスポ鳥栖 2 階
  - ▶ **CSO かんざき神幸館**（運営：NPO 法人 CSO かんざき）  
CSO のネットワークづくりや地域課題解決などまちづくりに取り組んでいます。  
電話：0952-20-2510  
場所：神埼市神埼町神埼 463-1
  - ▶ **小城市市民活動センター「おぎぼーと」**（運営：NPO 法人ようこそ小城）  
小城市内の団体向けに、情報提供や相談、施設利用などのサポートを行っています。  
電話：0952-37-8861  
場所：小城市小城町 253-21 ゆめぶらっと小城 2 階
  - ▶ **その他の拠点施設・支援組織**
- 行政機関**
- ▶ **佐賀県庁 県民協働課**  
NPO 法人設立の認証手続きや、県全体の市民活動の推進を担当しています。  
電話：0952-25-7374
  - ▶ **お住まいの市や町の市民活動担当課**



### NPO 法人設立を具体的に考え始めたら…

設立手続きや必要書類については、佐賀県が毎年発行し、各支援施設に配布している冊子「特定非営利活動法人の手引き」に詳しく書かれています。担当窓口等は県の Web ページ「NPO 法人設立をお考えの方へ」もご参照ください。